

社会保障審議会統計分科会	資料 3
令和 7（2025）年 8 月 1 日	

人口動態調査の主な変更点（案）

厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【調査の概要】人口動態調査について

調査の目的

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする

調査の対象 及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」に基づき届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象

調査期間

1月1日～同年12月31日

報告の系統

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 市区町村

調査方法

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書等に基づいて、市区町村が人口動態調査票を作成

調査事項

調査票は、次の5種類で、主な調査事項は以下のとおり。

出生票：出生年月日・場所、身長・体重、父母の氏名・生年月日等出生届に基づく事項（注）

死亡票：死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項（注）

死産票：死産の年月日・場所、父母の年齢等死産届に基づく事項（注）

婚姻票：夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項（注）

離婚票：夫妻の生年月、別居前の住所、離婚の種別等離婚届に基づく事項（注）

（注）国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までの分については、職業・産業に関する事項も報告を求める。

公表時期

調査月の約2か月後に速報、約5か月後に月報（概数）を公表し、その後、年報等を公表

① 共同親権の導入に伴う変更について

※ 法令改正に伴う変更

変更内容

- 民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）によって、父母が離婚するとき、従前は父母の一方を親権者と定めていたが、改正後はその双方又は一方を親権者と定めることとされた（以下、双方を親権者と定めることを「共同親権」という。）。
- 共同親権の導入に伴って戸籍法施行規則（昭和22年12月29日司法省令第94号）第59条で規定する附録第13号様式の離婚の届書（以下「離婚届」という。）が改正されることから、離婚届の改正に合わせて、人口動態調査の離婚票を変更する。 ※ 離婚届の改正は、令和8年5月までに施行予定

	変更前	変更後
離婚票	(5) 未成年の子の数 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子	(5) 未成年の子の数 父母双方が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

変更内容

- 共同親権の導入に伴って変更する離婚票にかかる統計表の変更。

【記載変更案】 ※ 変更内容の一部抜粋

	変更前	変更後
集計事項一覧	確定数 上巻 離婚 第9表 年次別にみた <u>夫妻が親権を行う子</u> の数別離婚件数及び百分率・親が離婚した未成年の子数及び率（未成年人口千対） 第10表 親権を行う子をもつ夫妻の親権者（ <u>夫－妻</u> ）別にみた年次別離婚件数及び百分率 第11表 親権を行う子をもつ夫妻の親権を行う子の数・親権者（ <u>夫－妻</u> ）別にみた年次別離婚件数及び百分率	<u>年報（確定数）</u> 上巻 離婚 第9表 年次別にみた親権を行う子の数別離婚件数及び百分率・親が離婚した未成年の子数及び率（未成年人口千対） 第10表 親権を行う子をもつ夫妻の親権者別にみた年次別離婚件数及び百分率 第11表 親権を行う子をもつ夫妻の親権を行う子の数・親権者別にみた年次別離婚件数及び百分率
	中巻 離婚 第7表 離婚件数（当該年に別居し届け出たものの再掲）， <u>夫妻が親権を行う子の数・妻が親権を行う子の数</u> 別 第8表 離婚件数（当該年に別居し届け出たものの再掲），同居期間・ <u>夫妻が親権を行う子の数</u> 別	中巻 離婚 第7表 離婚件数（当該年に別居し届け出たものの再掲），親権を行う子の数・ <u>親権の種類・子</u> の数別 第8表 離婚件数（当該年に別居し届け出たものの再掲），同居期間・親権を行う子の数別

② 「調査計画」の記載変更について

記載の変更内容

※ 現在の「人口動態調査の調査計画」の記載に、総務省から示されているマニュアルに沿った記載となっていない箇所があるため、調査計画へ追記等を行う（実質的な内容変更は伴わない。）。

- 「報告を求める事項」のうち、集計しない事項について追記

- ・ 各調査票 の「氏名」
- ・ 死亡票 の「死亡したところの種別」の「施設の名称」
- ・ 死亡票 の「施設の所在地又は医師の住所及び氏名」 等

- 「公表の期日」に、職業・産業に関する事項について追記

職業・産業に関する事項は、国勢調査実施年度の翌々年度3月^{（注2）}に公表する。

（注2）本集計では、国勢調査の職業・産業別人口を分母として発生比率を求め、出生・死亡・死産・婚姻及び離婚についての解析を実施しており、分母として用いる国勢調査の職業・産業別人口が利用可能となるのが調査実施年度の翌々年度5月以降となる見込みであることを踏まえ、国勢調査実施年度の翌々年度3月公表予定としている。

等